

[令和5年5月24日改正、6月1日施行]

《225 頁》「あっせん・調停委員会規則に関する細則」一部改正

新	旧
<p>(あっせん・調停委員会の委員の欠格事由)</p> <p>第3条 規則第2条第1項ただし書きに規定するあっせん・調停委員会の委員の欠格事由は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 弁護士法又は外国弁護士による法律事務の取扱いに関する<u>法律</u>（昭和61年法律第66号）の規定による懲戒処分により弁護士会からの除名の処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者</p> <p>(7) (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、令和5年6月1日から施行する。</u></p>	<p>(あっせん・調停委員会の委員の欠格事由)</p> <p>第3条 規則第2条第1項ただし書きに規定するあっせん・調停委員会の委員の欠格事由は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (現行のとおり)</p> <p>(6) 弁護士法又は外国弁護士による法律事務の取扱いに関する<u>特別措置法</u>（昭和61年法律第66号）の規定による懲戒処分により弁護士会からの除名の処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者</p> <p>(7) (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>